

「建設業許可の手引(Ver.11)」を改訂しました。 改訂点は以下のとおりです。

1 主な改訂箇所

・現在の常勤性確認書類の変更(手引ページ)

表において①から順に当てはまったものを添付してください。

・経營業務の管理責任者又は営業所技術者等の工事実績について【注15】の追加【注15】

許可申請書、通知書により許可を受けて建設業を営んでいたことを証明する場合は複数の許可申請書等の写しを提出してください。

(古い許可年月日から新しい許可年月日までの期間を証明することが可能です)・・・例①

また、最新の許可以降の期間については、変更届の写しを提出することで証明が可能です。・・・例②

例① 許可の有効期間が令和元年5月1日から令和6年4月30日の申請書又は通知書
許可の有効期間が令和6年5月1日から令和11年4月30日の申請書又は通知書
→令和元年5月1日から令和6年4月1日までの5年間の証明

例② 許可の有効期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日の申請書又は通知書
令和7年12月31日決算の事業年度終了後の変更届を提出
→令和6年4月1日から令和7年12月31日までの期間の証明が可能

・営業所の専任技術者の呼称変更(専任技術者→営業所技術者等)

・申請書等様式の変更

・営業所技術者等の要件を満たす資格一覧の修正

実務経験が必要な資格について、必要な実務経験年数を○で記載しました。

(例:一級土木施工管理技士(コード13)で左官の一般建設業許可 7③)

※③等は申請書への記載は不要です。

・建設業許可に係る金額要件の変更

	現行	改正後
特定建設業の許可を要する 下請代金額の下限	4,500万円 (建築工事業：7,000万円)	5,000万円 (建築工事業：8,000万円)
専任の監理技術者等を要する 建設工事の請負代金	4,000万円 (建築一式工事：8,000万円)	4,500万円 (建築一式工事：9,000万円)

・訂正印の廃止

3 その他

建設業許可の手引(Ver.11)については、令和7年9月16日以降の申請及び届出から適用します。

4 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp